

令和7年度韓国旅行会社招請ゴルフファムツアー及び商談会開催事業 委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度韓国旅行会社招請ゴルフファムツアー及び商談会開催事業

2 実施主体

岡山県

3 目的

インバウンドが堅調に回復し、訪日リピーターを中心に地方への関心が高まりつつある中、岡山県（以下「本県」という。）が重点市場の一つとして位置付ける韓国市場において、需要が高いゴルフ客の誘客を促進するため、現地旅行会社を招請し、県内ゴルフ場や観光地、宿泊施設等の視察ツアーを実施することにより、ゴルフツアーの旅行先としての本県の優位性と県内観光地の魅力を伝えるとともに、ツアー造成に資するための情報提供を行い、本県を訪問、宿泊地とする旅行商品の造成につなげ、ひいては本県への訪問者数及び宿泊者数の増加を図るもの。

4 事業概要

（1）ファムツアーの実施

ゴルフ旅行商品の造成・販売の実績がある現地旅行会社を招請して、県内ゴルフ場、観光地や宿泊施設等の視察ツアーを実施し、本県を訪問、宿泊地とする旅行商品の造成につなげる。

（2）商談会の開催

ファムツアーに招請した現地旅行会社と県内旅行事業者との商談会を開催し、旅行商品の造成につなげる。

5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

（1）共通事項

ア 招請対象者

- ・ 招請社はゴルフ旅行商品の造成・販売の実績があり、本県への旅行商品造成見込みの高い旅行会社4社（1社1名）及び本県韓国PRデスク担当者1名とすること。
- ・ 招請者は、ツアーを企画・造成できる者とする。
- ・ 招請社は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定すること。

イ 実施時期

令和8年1月～3月上旬

（2）ファムツアー

行程案の作成に当たっては、ゴルフツアーの旅行商品造成を意識したものとし、以下の点に留意すること。

- ・ ツアーの行程は岡山県内を巡る3泊4日程度のものとする。
- ・ 岡山桃太郎空港の国際定期便の利用を前提とする行程を作成すること。

- ・ 行程内ではゴルフ場を3箇所程度案内すること。視察先のゴルフ場については、本県と協議の上、決定すること。
- ・ ゴルフ場の他にも、訪日韓国人観光客の嗜好や招請社の意向、実際に催行されているツアー内容等を十分に検討の上、温泉等のゴルフと相性の良い観光地や宿泊先を組み合わせた魅力的な行程案を提案すること。特に宿泊先については、実際のゴルフツアーの催行をした際に、利用できる施設を選定すること。また、提案書においてツアー訪問先の選定理由及びメインターゲットを明らかにすること。
- ・ 県内宿泊施設の視察についても、積極的に行程案に盛り込むこと。
- ・ 行程は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定すること。
- ・ 往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含めること。
- ・ 同行する県職員2名分の施設入場料及び体験費用等の経費を事業費に含めること。（移動や宿泊に係る費用は含めない。）
- ・ 宿泊施設は、1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。
- ・ ツアーの円滑な実施のため、必要な人員の配置や通訳の手配を行うこと。
- ・ 当日の視察について、施設側の案内方法、料金設定等の必要な情報や資料の提供について、視察先に事前に説明しておくこと。また、施設において専門的な現地ガイドによる案内や説明要員による対応ができるよう、当日の立ち合いを交渉し、より深い取材が行えるよう手配を行うこと。
- ・ ツアーの実施中及び実施後には訪問先の印象やツアー造成に向けた課題、改善策等についてヒアリング等を行い、9（1）の実施報告書に盛り込むこと。

（3）商談会について

- ・ ツアー行程の中で、招請社と県内事業者とが商談できる機会を設けること。
- ・ ゴルフツアーを造成する上で有用な機会となるよう、より良い実施形式を提案すること。具体的な手法、時間、効果等を提案書に記載すること。
- ・ 現地旅行会社1社当たり10事業者程度との交流が行えるようにすること。
- ・ 実施形式に応じて適切な規模の会議室等を確保し、音響、設備等の手配も併せて行うこと。
- ・ 参加事業者の募集は本県と受託者が協力して行うものとする。
- ・ 必要な数の通訳を配置すること。
- ・ 参加者に対して留意事項の事前周知を行い、当日もスムーズな進行のための情報掲示及び人員を配置するなどして、円滑な運営に留意すること。
- ・ 商談会后、参加事業者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については事前に実施主体と協議を行うこと。

6 業務に係る留意点

- （1）委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- （2）委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- （3）事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

- (4) 事業の実施に当たり知り得た事実または個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

8 委託限度額

3,400,000 円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4 版） 2 部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和8年3月19日
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。